

坂田公認会計士事務所通信

お客様各位

平成22年7月1日

梅雨入りして、じめじめした日が続いておりますが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

私はワールドカップの日本チームの大活躍、特に地元出身の岡崎選手に大変勇気づけられております。残念ながら、ベスト16でしたが、十分に楽しませてもらいました。

さて、今月の弊事務所からのご連絡は下記の4点です。

1. 融資対策～銀行の融資事情を知ろう
2. 助成金の活用～高年齢者雇用に関して
3. 今月の事務
4. 人事労務管理連載～問題社員対策のための就業規則の変更

1. 融資対策～銀行の融資事情を知ろう

銀行が会社に融資するに当たり、融資条件を決定する重要な要素に会社の債務者区分があります。

債務者区分とは、銀行が融資先である債務者の財務状況、資金繰り、収益力により返済能力を判定して、その状況等により債務者を下記の5区分に分類したもので、銀行はこの区分を基に貸付債権の資産査定を行い、引当を実施することから、債務者区分の変動によっては銀行の業績に大きな影響を与えます。そのため、債務者区分の低い先には銀行が融資できないことになるのです。

債務者区分	内容
正常先	業績良好かつ財務内容に問題なし
要注意先	金利減免・棚上げ、元本・利息返済が延滞している他、業績が低調・不安定
破綻懸念先	現状では経営破綻していないが、経営難の状態です。貸付元本及び利息の回収に重大な懸念がある
実質破綻先	深刻な経営難の状態です。債権の見通しが無い。貸付元本及び利息を6カ月以上延滞している
破綻先	法的に経営破綻

自らが銀行から高く評価されるためには、銀行が評価する項目を知り、それに適合するような融資資料を作成し、更に自社を変えていくことです。その際、中小企業に対して特に考慮する項目が銀行の監督官庁である金融庁から公表されている金融検査マニュアルに記載してあり、債務者の技術力、販売力や成長性、代表者等の報酬・個人資産、保証状況等を勘案することを要求しています。

次回から、その具体的内容を連載します。

2. 助成金の活用～高年齢者雇用に関して

厚生年金の受給年齢引き上げに伴い、段階的に65歳までの雇用確保が会社に求められています。

また、団塊の世代が退職年齢に至り、次の世代に技術の伝承を図る上でも、会社は高年齢者の継続雇用を考えなければならない状況にあります。

しかし、高年齢者は一般的に年功序列制度では賃金が高く、雇用を続けるには会社の負担が重くなること、また、60歳から支給される特別支給の厚生年金は働いていると減額されて高年齢者には不利にな

坂田公認会計士事務所通信

ることが継続雇用を阻害しているのではないのでしょうか。

そこで、この問題を解決する方法として、まず、会社負担を減らすために助成金を活用してはいかがでしょうか。継続雇用時の賃金を60歳時の75%未満に減額すると、会社は高年齢雇用継続給付金を受給できます。更に、高年齢者の勤務時間を通常の4分の3未満に減らすことで社会保険の被保険者にならないようにすれば、厚生年金の減額もないのです。

一度ご検討下さい。

3. 今月の事務

今月が期限となる事務手続で、社会保険関係の年度更新処理では社会保険算定基礎届と労働保険年度更新の2件があり、いずれも7月12日(月)が期限ですのでお急ぎ下さい。

労働保険の年度更新でご注意いただきたいのは、雇用保険料率が引き上げられ、一般の事業では昨年度は11/1,000でしたが、今年度は15.5/1,000となっていることです。

なお、雇用保険料を算定する際の賃金から64歳以上の高年齢者で保険料が免除される者や、昼間学生及び65歳以上で新たに雇入れられた者など雇用保険の被保険者にならない者の賃金は除外することにも留意して下さい。

4. 人事労務管理連載～問題社員対策のための就業規則の変更

遅刻やセクハラなどをする問題社員の処分は実は簡単には出来ないことをご存知でしょうか。

労働法において、従業員を懲戒処分するためには懲戒処分の種類、程度及び懲戒事由を就業規則に明記していることなど多くの要件があり、仮にこれらの要件を充足しないと、処分された従業員が労働基準監督署へ行き不服を申し出ると、会社に不利な判断がなされることがあるのです。

懲戒処分手続きとして、本人に弁明の機会を与え、懲戒事由を明らかにする、懲罰委員会などでの合議などを行うことは当然として、禁止行為や罰則等を就業規則に記載する必要があります。なお、解雇予告が除外される懲戒解雇を行う場合でも、就業規則への抵触を会社が証明する必要があります。

就業規則は会社を守るために必要で、現状の就業規則で対応できるかを再考してみてください。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>